



令和2年度財政指標を公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)では、毎年度、前年度の決算を議会に提出した後、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と、

公営企業会計の資金不足比率を公表することが義務付けられています。

公営企業会計の資金不足比率を公表する

ことが義務付けられて

います。

令和2年度決算に

基づく長島町の状況

は次のとおりです。

問い合わせ先
役場企画財政課財政係
(86)1134[直通]

健全化判断比率

実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標で、一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な状態で収入が見込まれる自治体の一般財源の規模(標準財政規模)に占める比率を表します。

本町においては、実質赤字比率は算定されました。本町の実質公債費比率は8・1%となり、早期健全化基準25%を大きく下回っています。

連結実質赤字比率

実質赤字比率が一般会計などの実質的な赤字額であるのに対し、これは自治体のすべての会計を通しての赤字額が、標準財政規模に占める比率を表しています。本町においては、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

自治体が将来に支出しなければならない財政負担が、標準財政規模の何倍にあたるかを示す指標です。本町の将来負担比率は4・1%となり、早期健全化基準(350・0%)を大きく下回っています。本町の公営企業の資金不足が生じなかつたことから、資金不足比率は算定されませんでした。

実質公債費比率

自治体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、3カ年の平均で示されます。公債費とは、自治体が発行した町債の元本の返済や利息の支払いなどに要する経費です。

本町の実質公債費比率は8・1%となり、早期健全化基準25%を大きく下回っています。

長島町の令和2年度決算に基づく各指標					
健全化判断比率	令和2年度指標	令和元年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	—*	—*	14.62%	20.0%	
連結実質赤字比率	—*	—*	14.62%	30.0%	
実質公債費比率	8.1%	7.8%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	4.1%	16.0%	350.0%		

○各指標の基準

各指標の基準をサッカーに例えると、イエローカードに相当するのが「早期健全化基準」および「経営健全化基準」。

（※「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない（—）で表記しているものは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

「財政再生基準」です。4つの健全化判断比率のうち、いずれか1つでも「早期健全化基準」となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に

取り組まなければなりません。

また、資金不足比率が「経営健全化基準」以上になると「経営健全化」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企

業の経営健全化に取り組まなければなりません。

一般会計補正予算など／議案を可決

第3回長島町議会定例会

令和3年度9月補正		(単位:千円)
企画財政課	旧鷹巣診療所駐車場整備事業	3,442
	基金積立金	201,325
	幣串・水俣航路補助金	5,390
水産景観課	観光スポット集客対策事業	3,000
	新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金	5,986
	行人岳展望所整備工事	14,930
耕地林務課	農地災害復旧費	24,909
	農業用施設等災害復旧費	33,968
	令和3年豪雨災害(農業用施設・農地・林道)の単独災害復旧費	29,320
農政課	畜産環境対策総合支援事業	9,000
建設課	県管理港湾建設事業県営事業負担金(指江港・片側港)	49,696
社会教育課	鷹巣図書館移設整備事業	49,408
	総合運動公園整備事業	34,980

取り組まなければなりません。上となると「財政再生基準」になり、「財政再生計画」を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生を実行しなければなりません。

（※「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない（—）で表記しているものは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

「財政再生基準」です。4つの健全化判断比率のうち、いずれか1つでも「早期健全化基準」となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に

取り組まなければなりません。

また、資金不足比率が「経営健全化基準」以上になると「経営健全化」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企

業の経営健全化に取り組まなければなりません。

（※「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない（—）で表記しているものは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

「財政再生基準」です。4つの健全化判断比率のうち、いずれか1つでも「早期健全化基準」となり、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に

取り組まなければなりません。

また、資金不足比率が「経営健全化基準」以上になると「経営健全化」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企

業の経営健全化に取り組まなければ